

管 第 55 号
建 技 第 29 号
平成 26 年 2 月 14 日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長



「平成 26 年度設計業務委託等技術者単価について」等の運用に係る
特例措置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび国土交通省より別紙のとおり通知されたことに伴い、富山県土木部では下記のとおり運用することとしたので参考までに送付します。については、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

なお、富山県土木部では、平成 26 年 2 月 1 日から「平成 26 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）及び「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を適用していることを念のため申し添えます。

記

1 特例措置の内容

2 で対象とする委託業務の受注者は、「平成 25 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）及び「平成 25 年度公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「新技術者単価」及び「新労務単価」に基づく契約に変更するための委託料の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

平成 26 年 2 月 1 日以降の契約である委託業務のうち、「旧技術者単価」及び「旧労務単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：「新技術者単価」、「新労務単価」及び当初契約時点の物価により積算された
予定価格

k ：当初契約の落札率

(事務担当：管理課入札・契約係)

(事務担当：建設技術企画課技術指導係)